

京都市告示第340号

京都市里道管理条例第4条第の規定に基づき、里道を次のように廃止します。

当該里道の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和3年9月28日

京都市長 門川 大作

(廃止する里道)

整理番号	路線名	起 終 点 点
1	大原里0820号	(起点) 左京区大原野村町193番地地先 (終点) 左京区大原野村町208番地の2地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)